

2019年6月25日

香港金融管理局（HKMA）および香港証券先物委員会（SFC）による
「店頭デリバティブ規制枠組みの更なる強化」に対するコメント

一般社団法人全国銀行協会

全国銀行協会として、香港金融管理局（HKMA）および香港証券先物委員会（SFC）が本年4月10日に公表した「店頭デリバティブ規制枠組みの更なる強化」に対して、コメントの機会を与えられたことに感謝の意を表したい。

本市中協議文書における UTI 導入に係る提案は、国際的な情勢に配慮した柔軟性がある内容にしていると感じているが、付番責任者の決定や実施時期について以下のとおりさらなる検討の余地が存在するものと思料することから、最終化に当たって我々のコメントを十分斟酌していただきたい。

(1) UTI 付番責任者の決定について

(コメント)

提案されている当事者合意は、現在各国当局が各国における UTI 制度の構築を図っている中、金融機関に裁量のある柔軟な対応を可能とする点では歓迎したい。ただし、当事者合意のための交渉には実務上多大な負担が生じることが予想されるため、今後も継続して各国当局との調整を行っていただき、将来的には、国際的に整合性がとれ、かつ、実務上も十分対応可能なかたちで、自動的に付番責任者が決定されるルールが策定されることを要望する。

(理由)

本市中協議において、UTI の付番責任者の決定ルールは以下のとおり提案されている。

1. どちらが付番するのかは取引当事者間の合意に従う（ANNEX 1 について合意することも考えられる）

2. 合意に至らない場合は CPMI/IOSCO のテクニカルガイダンスにもとづく ANNEX 1 に従う

これは、今後他国からの公表が想定される UTI に関する規制内容が不明確な中、クロスボーダー取引等について柔軟に対応できるという点で評価できる。一方で、このルールに従えば、すべての取引相手と取引前に、もしくは取引情報蓄積機関（TR）宛に取引を報告する期限までに、UTI の付番責任者について個別に合意することとなり、その交渉には実務上多大な負担が生じることが予想される。したがって、これらの負担を回避するためにも、将来的には各国当局との調整を行ったうえ、国際的に整合性がとれ、かつ、実務上も十分対応可能なかたちで、自動的に付番責任者が決定されるルールが策定されることが望ましい。なお、その際には、CPMI/IOSCO のテクニカルガイダンスのフローチャート（すなわち

Annex1) については、ISDA 等のコメントでも指摘されているように、実務上の懸念が示されていることも考慮いただきたい。

(2) 報告対象たる UTI の要件について

(コメント)

取引相手国のルールに依拠することで香港規制が遵守できるという今回提案されている枠組みは、評価する。ただし、将来的には香港規制を含め国際的にハーモナイズが図られた統一的なルールとなるべく、香港当局には今後も柔軟な対応を行っていただきたい。

(理由)

本市中協議で提案されている、取引相手国のルールに依拠することで香港規制が遵守できる枠組みは、各国規制が統一されていない現状でスムーズな UTI の導入を企図したものと理解しており、評価している。しかしながら、クロスボーダー取引を行う金融機関の立場からは、規制のグローバルハーモナイゼーションが図られない場合、UTI の付番責任者が一意に決まらない等のコンフリクトにより各国規制が遵守不可となる可能性が懸念される。また、そこには至らなかったとしても各国で規制内容が違えば取引報告の当事者が服している規制内容のみならず、各取引相手が服している規制内容のすべて（双方の本店所在地のみならず、支店所在国を含む）を把握し、全ての規制内容を充足するような実務上のオペレーションやシステム、業界ルールや当事者合意を形成するため、大きな負担が予想される。したがって、将来的には香港規制を含め国際的にハーモナイズが図られた統一的なルールとなることが望ましい。

(3) タイムラインについて

(コメント)

最終的な規制内容の公表から実施まで十分な準備時間を確保していただきたい。UTI に関するルール策定が各国で進捗している状況下、アジア以外の他国の状況も踏まえた対応が必要であるため、例えば、実施日を国際合意における実施期限である 2020 年 12 月としていただきたい。

(理由)

2020 年 4 月から USI および TID のない取引について UTI の報告が義務化され、この実施日の少なくとも 6 か月前には結論等が公表されると記載されている。

実務的には、結論が公表され技術的な詳細が確定してから、システムおよびオペレーション準備を開始するほか、取引相手と UTI 付番責任者を決定するための交渉や契約締結の作業を進めることになる。これらの準備には相応の期間を要することは確実であるため、

¹<https://www.gfma.org/wp-content/uploads/0/83/91/219/ea2b0439-1e17-4311-92ea-bbe720dd3f88.pdf>

結論等の公表から一定の準備期間を設けることが望ましい。

また、現在、他国でもルール策定が進捗し、内容が異なる可能性がある中、タイムラインまでもが相違すると、混乱が生じかねない。店頭デリバティブ証拠金規制では実施時期を合わせることに各国が尽力し、大きな混乱が回避できたということもあり、アジア地域だけではなく、可能な限り他国と実施時期を調整いただきたい。

以上を踏まえ、義務化の時期については 2020 年 4 月ではなく、例えば国際的に合意された実施期限の 2020 年 12 月とすることが望ましい。

以 上